

山口県報

平成18年
12月28日
(木曜日)

目 次

規則
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則
(子ども未来課)……………一
公告
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………四



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十八年十二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四百十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例(平成十八年山口県条例第五十五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

る。

(認定の申請等)

第二条 法第四条第一項の申請書は、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書(別記第一号様式)によらなければならない。

2 知事は、法第四条第一項の規定により教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、法第三条第一項又は第二項の認定をするかどうかの決定をし、その結果を当該教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書を提出した者に対し書面により通知する。
(保育所に係る認定の有効期間の更新の申請)

第三条 省令第五条の申請書は、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定有効期間更新申請書(別記第二号様式)によらなければならない。

(変更の届出)

第四条 法第七条第一項の規定による届出をしようとする者は、認定こども園周知事項変更届(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 省令第六条第一号の知事が定める数は、十とする。

3 省令第六条第二号の知事が定める変更は、一日の標準的な教育及び保育の内容の変更とする。

(報告の方法等)

第五条 省令第七条の知事の定める日は、毎年四月三十日とする。

2 省令第七条第一号の知事が定める事項は、同条の報告書を提出する日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間における次に掲げる事項とする。

一 認定こども園が提供するサービスの利用状況

二 子育て支援事業その他認定こども園が有する教育及び保育の機能を発揮する事業の実施状況

三 職員の研修の実施状況

四 認定こども園の管理及び運営の状況の評価その他の措置及びその結果の公表の実施状況

五 法第四条第一項に規定する書類に記載された内容に変更があった場合にあつては、当該変更の内容

3 省令第七条第三号の知事が定める事項は、一日の標準的な教育及び保育の内容とする。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定

別記
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式（その1）（第2条関係）
（幼保連携施設以外の場合）

教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

（電話

局

番）

下記のとおり教育、保育等を総合的に提供する施設の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

施設名称				
施設所在地				
施設において保育する子どもの数	区 分	満3歳未満	満3歳以上	計
	保 育 に 欠 け る 子 ど も	人	人	人
認定を受ける施設の種別	1 幼稚園	2 保育所	3 認可外保育施設	
	施設の収容定員又は入所定員			人
認定こども園の名称				
認定こども園の長となるべき者の氏名				
教育及び保育の目標並びに主な内容				
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの				

添付書類

申請に係る施設が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第3条第1項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「認定を受ける施設の種別」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第1号様式 (その2) (第2条関係)

(幼保連携施設の場合)

教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 所名 局 (印) 番)
 住氏 (電話) 番号 所名 局 (印) 番)
 申請者 住氏 (電話) 番号 所名 局 (印) 番)

下記のとおり教育、保育等を総合的に提供する施設の認定を受けたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

幼稚園	施設名称					
	所在地					
保育所	施設名称					
	所在地					
教育所	施設において保育する子ども数	区	分	計		
	保育所・認可外保育施設のうち認定子ども園が実施するもの	保育に欠ける子ども	満3歳未満 人	満3歳以上 人	計 人	
等	施設内容					
	認定子ども園の名称					
添付書類	申請に係る施設が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類					
	申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。					

添付書類
 申請に係る施設が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類
 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第3条関係)

教育、保育等を総合的に提供する施設の有効期間更新申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 所名 局 (印) 番)
 申請者 住氏 (電話) 番号 所名 局 (印) 番)

下記のとおり教育、保育等を総合的に提供する施設の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により申請します。

記

施設名称	所在地				
	認定子ども園の名称				
現に受けている認定の有効期間		年 月 日から	年 月 日まで		

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式 (第4条関係)

認定こども園周知事項変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
住 所 名
氏 名
(電話)
届出者
郵便番号
住 所 名
氏 名
(電話)

同 番)
同 番)
同 番)

下記のとおり認定こども園について周知された事項を変更したので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

記

認定こども園の名称	
変 更 事 項	
変更の内容	変更前 変更後
変 更 の 理 由	
変更予定年月日	年 月 日

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(六四九) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成十八年十二月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

- 1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。
- (二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理
 - 1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。
 - 2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。
 - 3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。
- (三) 資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減

をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等と内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成十八年及び平成十九年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	期間	数量
まあじ	平成十八年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
	平成十九年一月から同年十二月まで	五、〇〇〇トン
まいわし	平成十八年一月から同年十二月まで	若干
	平成十九年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成十八年七月から平成十九年六月まで	若干
	平成十九年七月から平成二十年六月まで	若干
するめいか	平成十八年一月から同年十二月まで	若干
	平成十九年一月から同年十二月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成十八年及び平成十九年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成十八年	平成十九年
まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、〇〇〇トン
"	小型まき網漁業	若干	若干
"	敷網漁業	若干	若干
"	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業（以下、「大型定置漁業」という。）	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ
 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば
 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

平成十八年十二月二十八日印刷
平成十八年十二月二十八日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成十八年及び平成十九年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期 間		量(隻日)
			平成十八年六月一日から同年七月三十一日まで	平成十九年九月一日から同年十一月三十日まで	
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	九、〇〇〇	一三、四五五	九、〇〇〇
			九、〇〇〇	一三、四五五	
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及びび手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	一一、六八五	一一、六八五	一一、六八五
			一一、六八五	一一、六八五	

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成十八年及び平成十九年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期 間		量(隻日)
			平成十八年六月一日から同年七月三十一日まで	平成十九年九月一日から同年十一月三十日まで	
		安芸灘及び伊予灘	九、〇〇〇		九、〇〇〇

さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	周防灘	九、〇〇〇	一三、四五五	九、〇〇〇
			九、〇〇〇	一三、四五五	

まこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	一一、六八五	一一、六八五	一一、六八五
			一一、六八五	一一、六八五	

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。